（非居住者の代理人）

第二十二条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、地域限定通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、地域限定通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第二十三条　法第二十四条第二項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　合格した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（地域限定通訳案内士登録簿の様式）

第二十四条　法第二十四条第二項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の地域限定通訳案内士登録簿は、別記第三号様式による。

（登録の申請）

第二十五条　法第二十四条第二項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第四号様式による地域限定通訳案内士登録申請書を、地域限定通訳案内士試験を実施した都道府県知事（指定試験機関が地域限定通訳案内士試験を実施する場合にあっては、当該指定を行った都道府県知事。以下この条から第三十二条までにおいて単に「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　健康診断書

二　合格証書の写し

三　履歴書

四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであって、台紙を付けないものをいう。第二十八条及び第二十九条第一項において同じ。）二葉

五　非居住者にあっては、その代理人に地域限定通訳案内士の登録に関する一切の行為につき当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3　都道府県知事は、法第二十四条第二項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。